

平成21年1月分（12月検針分）から

# 下水道使用料と水道料金が

# 同じ月の支払いになります

問合せ 下水道課業務係 0833(72)1400

## 下水道使用料と水道料金との 同時支払いに向けて

現在、下水道使用料と水道料金はそれぞれお支払いいただいておりますが、

平成21年4月の水道メーター検針分からのお支払いが、同時にできるように準備を進めています。

そこで、この同時支払いをスムーズに実施するため、現在検針月の翌々月にお支払いの下水道使用料を、20年度6期分（12月検針分）から、水道料金と同じ月支払い（水道メーター検針月の翌月）に変更することになります。（下図参照）

また、使用水が水道水以外の人も同じように、支払い月が変更になります。

なお、口座振替日は、4月まではこれまでと同じく月末（末日が土・日曜の場合は次の平日）です。

## 支払い月の変更表

検針月	12月		1月		2月		3月		4月		5月	
区分	水道	下水道	水道	下水道	水道	下水道	水道	下水道	水道	下水道	水道	下水道
支払月（現行）	1月	2月	2月	3月	3月	4月	4月	5月	5月	6月	6月	7月
支払月（変更後）	1月	1月	2月	2月	3月	3月	4月	4月	5月		6月	

← 同じ月支払い      同時支払い  
偶数月検針地区は浅江・島田・三井および大和の一部  
奇数月検針地区は光井・室積および大和の一部

## 照会にご協力ください

下水道使用料と水道料金の同時支払いを実施するため、支払い方法などを統一する必要があります。

次の項目に該当する人は、後日個別に文書などで照会する事があります。ご協力をお願いします。

### 照会対象者

- 下水道と水道の使用者名義が異なる人
- 下水道使用料と水道料金の納付書などの送付先(宛名)が異なる人
- 下水道使用料と水道料金の納付方法が異なる人
- (例) 下水道使用料が口座振替で水道料金が納入通知書の人
- 下水道使用料と水道料金を口座振替で納付し、金融機関や口座番号などが異なる人

## Q & A

Q なぜ同時支払いをするの？

A 下水道使用料と水道料金は、同じ水道の使用量を基に計算しています。しかし、これまで納入通知書の発送や諸手続きに関する事務は、下水道課と水道局でそれぞれに行っていました。

これらの事務を一括して水道局で行うことで、市民サービスの向上と事務の効率化を目指します。

Q 事務一括後はどうなるの？

A 水道局が検針後にお配りするお知らせ票に、下水道使用料、水道料金の両方が表示され、お支払いも一度で済むようになります。

また、使用開始・休止・廃止や名義変更、口座振替などの諸手続きも一度で済みます。

